

今後の検討事項について（事務局案）

1 検討項目及び検討回数について

(1) SDS交付義務のある673物質から既に大臣告示に規定されている物質を除いた物質のうち、当該化学物質による一定の症例報告が3件以上ある物質

平成25年度の35条専門検討会において検討された結果、大臣告示に規定されていない物質のうち、一定の症例報告がある物質

→ 次回（第6回検討会）から4回程度検討

(2) 理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎^{※1}

→ (1)と併せて検討を行う（感作性に関する部分は(5)と併せて行う）

※1 まず、平成25年度の35条専門検討会で検討対象としたシステアミン塩酸塩及びコカミドプロピルベタインの2物質を検討する。

(3) 木材粉じんによるがん

(4) カドミウム及びその化合物の発がん性

(5) 感作性の取り扱い

→ (1)、(2)の検討後、2回程度検討

2 検討スケジュール

第6回 10月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害
シャンプー等による接触性皮膚炎

第7回 12月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害
シャンプー等による接触性皮膚炎

第8回 令和3年2月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害
シャンプー等による接触性皮膚炎

第9回 4月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害のとりまとめ
シャンプー等による接触性皮膚炎のとりまとめ

第10回 6月頃

検討内容 木材粉じん及びカドミウムの発がん性
感作性の取り扱いについて

第11回 8月頃

検討内容 木材粉じん及びカドミウムの発がん性
感作性の取り扱いについて
報告書案の検討

第12回 10月頃

検討内容 報告書のとりまとめ